

予定建築物等の用途の変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者 住所

氏名

(電話番号)

都市計画法第42条1項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

開 発 登 録 簿 の 番 号			
建 築 物 又 は 特 定 工 作 物 の 敷 地 の 所 在 及 び 地 番			
開 発 許 可 を 受 け た 予 定 建 築 物 等 の 用 途	許 可 を 受 け よ う と す る 建 築 物 又 は 特 定 工 作 物 の 用 途		
許 可 を 要 す る 理 由			

申請代理人住所氏名	(電話番号)		
※ 許 可 欄			
東大阪建指開第 号			
年 月 日			
東大阪市長		印	
※ 備 考		※ 手数料欄	
(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市長を被告として(訴訟において東大阪市長を代表する者は東大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		29,000円	
		※ 受付欄	

注)※印は、記入しないこと。

委任状

住所
私儀
氏名
(TEL - -)
を代理人
印

と定め下記に関する一切の権限を委任いたします。

記

(委任事項)

- ・都市計画法第29条第1項・第32条・第35条の2・第36条・第37条・第38条・第41条第2項・第42条第1項・第43条・第44条・第45条・第53条の許可・同意申請及び届出
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項・第16条第1項・第16条第2項・第17条第1項・第18条第1項・第19条第1項・第21条第1項の許可申請及び届出並びに報告
- ・建築基準法第42条第1項第5号の位置の指定の申請及び届出
- ・東大阪市開発指導要綱協議申出書及び協定書の締結
- ・東大阪市開発指導要綱変更届出
- ・変更協議申出書及び変更協定書の締結

以上に関する申請手続き・訂正・受領の件。

年 月 日

住所

氏名

印

権利者の同意

申請者

殿

申請者の
用途の変更については異議がないので同意します。

の施行に係る建築物の

土地の所在及び地番	地目	地積 (m ²)	所有者の住所及び氏名	所有権以外の権利の種類及び権利者の住所及び氏名	同意 年月日	同意印

備考

- 1 1人毎の同意書を取った場合は、同意印の欄に「別紙」と記入して
- 2 この用紙は権利の同意のみに使用してください。
- 3 1欄1筆毎に使用してください。